

## 目標Ⅲ：誰もが安心して暮らせる地域づくり

### 基本方針（１）制度と制度の「狭間」のない福祉社会の構築

#### 【現状と課題】

地域の中には悩みや課題を抱えてはいるものの、どの制度の対象にもならず、制度の「狭間」に陥り「生きにくさ」を抱えて暮らす人々が多数存在しています。社会情勢は複雑化する一方で、今後も公的制度だけですべての人々に十分な支援をすることは難しいと考えられています。

こうした人々の支援体制として、地域住民や社協、行政などが一体となり地域福祉のより一層の推進が求められています。

#### 【今後の取り組み】

##### ①新たな社会資源の創設

制度と制度の狭間の課題は様々です。また、少子高齢化のように地域全体で考える課題も少なくありません。

こうした課題の解決においては様々な社会資源を活用することが必要です。P28で記載した社会福祉法人連絡会や企業等と連携した取り組みを実践するなかで、高齢者施設と障がい者施設を横断的に利用できるなど、新たな発想やアイデアで人々をささえる仕組みを創設していきます。

##### ②社協独自の在宅福祉サービスの安定した供給

有償家事援助サービス事業や在宅移送等サービス事業は地域住民による有償のボランティア活動です。いずれの事業も地域住民の事業への協力が不可欠です。登録者へのフォローアップをはじめ、事業の周知や地域福祉活動の推進によって協力者の安定した確保を行っていきます。



有償家事援助サービス事業



在宅移送等サービス事業

※有償家事援助サービス事業： 地域の協力会員が高齢者のみ世帯の方や障がい者（児）世帯等を対象とした公的制度では対応できない支援を行う事業

※在宅移送等サービス事業： 自動車第2種免許所有者または一定の講習を受けた運転協力員が一般の公共交通機関の利用が難しい通院支援を行う事業

## 基本方針（２）権利擁護事業の普及・推進

### 【現状と課題】

平成12年の介護保険法の制定や平成15年の支援費制度により高齢者や障がい者は自分で福祉サービスを選択及び契約をしサービス提供をうけることが出来るようになりました。同時に認知能力が不十分とされる人々がサービスを適切に選択し、契約をする権利を保障する必要性があることが提唱されています。

これに伴い認知能力の不十分な方の契約行為や金銭管理の支援として成年後見制度や地域福祉権利擁護事業が創設され実施されています。

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など権利擁護に関する相談は年々増加しており、専門の相談窓口の確立が求められています。

### 【今後の取り組み】

#### ①地域福祉権利擁護事業の周知

町や地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所や障害者相談支援事業所など関係する事業所への周知を行っていきます。

事業の利用対象者で支援が望ましいと思われる人が事業の存在を知らず、ほとんどのニーズが潜在化しています。支援が必要な人々に適正に支援が行われるよう関係機関等と連携し事業の周知を充実していきます。

#### ②生活福祉資金貸付事業や西多摩福祉事務所との連携

地域福祉権利擁護事業の利用者の中には生活困窮にある方や生活保護受給者もいます。生活困窮者や生活保護受給者は身寄りや知り合い等と疎遠になっていることが多く、権利擁護についての支援も不十分であることが多く見受けられます。

生活福祉資金貸付事業や西多摩福祉事務所と連携し、生活困窮者等の権利擁護について適切な支援を行うことで、地域での自立生活を支援していきます。

- 
- ※成年後見制度： 認知症や知的障がいなどにより判断能力が不十分な方に対して第三者が金銭や資産の管理及び生活面での保護や支援を行う制度
  - ※地域福祉権利擁護事業： 認知症や知的障がいなどにより判断能力が十分ではない方と契約し、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などの手伝いを行う事業
  - ※地域包括支援センター： 地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関
  - ※居宅介護支援事業所： 在宅の要支援・要介護高齢者の課題解決や適切なサービス利用ができるよう相談援助やケアプランを作成し支援する事業所
  - ※障害者相談支援事業所： 障がい者（児）やその保護者の課題解決や適切なサービス利用ができるよう相談援助やサービス利用計画を作成し支援する事業所

## 基本方針（3）防災意識の向上と災害時ネットワークの構築

### 【現状と課題】

東日本大震災以降、災害に対する意識が高まりました。瑞穂町においても要援護者支援名簿の作成や自主防災組織の活動など防災、減災活動はより強化されています。

社協でもボランティアセンターみずほの活動を通して災害ボランティアセンターの設置訓練や災害ボランティア関連講座などを定期的実施しています。また、他地区の災害事例を見ると発災時から復旧において効果を上げているのは、近隣住民同士による「ささえあい」です。町内会・自治会活動の活発な地域ほど防災や減災につながり、災害からの復興もより早く進んでいます。

いつ、どこで発生するかわからない災害への備えとして住民同士の顔が見える地域づくりが必要です。

### 【今後の取り組み】

#### ①災害ボランティアの育成と災害ボランティアセンター設置訓練の実施

社協では定期的にボランティアと協働して災害ボランティアセンターの設置訓練を行い、瑞穂町において災害が発生した場合に外部からの支援がスムーズに受けられるように備えています。

また、毎年、町内会・自治会、自主防災組織と連携して防災、減災セミナーの開催や東日本大震災での被災地復興応援ツアーを開催しています。応援ツアーにおいては被災地の復興を応援するとともに、被災地の現状を受け止めることで地域での防災意識の向上を図っています。

特に要援護者の支援については行政や地域の社会福祉法人などと連携し、新たな支援策を検討していきます。

#### ②災害時における多様なニーズへの支援体制の強化

災害発生後には、緊急小口資金の貸付など特殊で緊急を要する支援を行うことが想定されます。また、被災状況や住民のニーズからあらたな支援や事業を展開する可能性もあります。

様々な災害状況を想定して、災害時に柔軟で速やかに被災者への支援に対応できるよう日頃から地域住民や行政と連携し、避難所開設訓練など訓練の多様化を進めていきます。また、発災時に社協の必要な機能が早期に起動、復旧できるようBCP（業務継続計画）の作成を行います。

---

※災害ボランティアセンター： 災害時に被災地に設置され災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点

※BCP（業務継続計画）： 自然災害等に遭遇した場合において損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため方法、手段などを取り決めておく計画

## 基本方針（４）低所得者世帯等への支援強化

### 【現状と課題】

社協では生活福祉資金貸付制度、緊急小口資金、総合支援資金、総合不動産担保型生活資金、受験生チャレンジ支援貸付事業といった各種貸付事業があり所得の少ない世帯等へ資金の貸付を行っています。近年では非正規雇用の増加等により低所得者世帯が増加傾向にあり、社協にも問合せや相談が増えています。各貸付事業の要件を満たしていないため、貸付に至らないケースについては、関係機関を紹介しています。相談の内容は、医療費の支払いに関するものから、失業による生活費や、多重債務など多種多様です。中でも一番多い相談は、進学に係る費用の相談です。また、西多摩くらしの相談センターが、低所得者世帯の子ども達の学習支援を、地域のコミュニティセンターで実施していますが、学習支援ボランティアの紹介等をボランティアセンターが行っています。

### 【今後の取り組み】

#### ①低所得者世帯等の子どもが進学を諦めない支援

教育資金に関する貸付制度の広報活動を、民生委員・児童委員や関係機関などと連携し、中学校を中心に充実させるとともに、きめ細やかな相談体制を確立します。貧困の世代間継承を防ぐため、一人親世帯等が、経済的な理由で進学を諦めることがないように貸付事業を実施し、子ども達が安心して進学できる環境を推進していきます。

#### ②貸付の対象にならない方への支援

相談者の状況に応じて瑞穂町、西多摩くらしの相談センター、西多摩福祉事務所、東京都社会福祉協議会などの関係機関と連携した支援を行っていき、制度に該当しない方への支援を充実していきます。

#### ③関係機関との連携強化

様々な関係機関と必要に応じて連絡会等の情報交換の場を作ります。さらに、西多摩くらしの相談センター等の関係機関ともボランティアの紹介以外に今後どのような連携ができるのか、検討していきます。

---

※生活福祉資金貸付制度：	低所得者等に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的支援を図る制度
※緊急小口資金：	緊急かつ一時的に困窮している世帯へ資金の貸付を行い経済的自立を図る貸付制度
※総合支援資金：	日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の建て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行う制度
※総合不動産担保型生活資金：	現在自己所有の不動産に将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対してその不動産を担保として生活資金を貸付ける制度
※受験生チャレンジ支援貸付事業：	学習塾などの費用や、高校や大学などの受験費用について貸付を行い、一定所得以下の世帯の子供への支援を目的とした貸付金
※西多摩くらしの相談センター：	東京都青梅合同庁舎（青梅市）内に所在し、生活困窮者自立支援法に基づき生活上の困りごとや就労、引きこもり、子供の学習、住居等に関する総合相談窓口

## 基本方針（５）相談支援体制の充実

### 【現状と課題】

総合相談として「福祉よろず相談」、「心の相談」、「身近な法律相談」、「成年後見利用相談」を毎月１回ふれあいセンターで開催しています。「身近な法律相談」と「成年後見利用相談」については年に１回、むさし野・元狭山・長岡の各コミュニティセンター等で出張相談を行っています。

また、社協では、日常的に社会福祉士等の専門的な資格を有する職員が相談業務を行い、様々な相談に対応しています。

### 【今後の取り組み】

#### ①専門相談の充実

心の病気や、法律問題、成年後見制度の利用については専門の相談窓口を開設していきます。コミュニティセンターや寄り合いハウスいこい等も利用し地域の身近な場所で専門相談が実施できるよう推進していきます。

また、社会背景の変化などに対応するため、新たな専門窓口の創設も随時検討していきます。

#### ②福祉相談の充実

地域の困りごとの受け皿として、どのような問題でも気軽に相談できる相談窓口の設置を推進していきます。個人相談や地域課題などを身近で相談できるよう地域福祉コーディネーター（再掲）の配置や、見守り活動や傾聴ボランティア活動を推進していきます。

#### ③ピア・カウンセリングの実施

ピア・カウンセリングの目的は、共有の課題を抱えている人同士が対等な立場で相談をうけ、共感しあうカウンセリング行為です。

障がいや悩みをもつ「当事者」が相談員になる相談窓口を総合相談事業の一つに創設し、課題を抱える人々が相談者と共感することで自己信頼を回復し、社会のなかで自立した生活を営めるよう支援していきます。

---

※ピア・カウンセリング： 同じ悩みや障がいを持っているなど、同じ立場にある者同士によって行われるカウンセリング